

市町村職員の退職手当に関する条例の運用方針の一部改正 新旧対照表

新	旧
第 1 4 条関係 1 (略) 2 本条第 2 項第 1 号に規定する「その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき」とは、当該退職者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪（以下「逮捕の理由となった犯罪等」という。）に係る法定刑の上限が<u>拘禁刑</u>以上の刑に当たるものであるときをいう。 3～6 (略) <u>附 則</u> <u>この運用方針の一部改正は、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。</u>	第 1 4 条関係 1 (略) 2 本条第 2 項第 1 号に規定する「その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき」とは、当該退職者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪（以下「逮捕の理由となった犯罪等」という。）に係る法定刑の上限が<u>禁錮</u>以上の刑に当たるものであるときをいう。 3～6 (略)